

加賀市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の特例に関する条例

〔令和2年6月1日〕
〔条例第23号〕

(議員報酬の額の特例措置)

第1条 加賀市議会の議員の令和2年7月1日から同年9月30日までの間における議員報酬の額は、加賀市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年加賀市条例第39号)第2条の規定にかかわらず、同条例別表に掲げる額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、同条例第6条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の額は、同条例第2条に規定する額とする。

(政務活動費の交付額の特例措置)

第2条 加賀市議会の議員の令和2年10月分から令和3年3月分までの政務活動費の月額、加賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年加賀市条例第3号)第3条第1項の規定にかかわらず、0円とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。